

Kobayashi

Takaharu

Nojiri

2008.10
第5号

小林市・高原町・野尻町

合併協議会だより



コスモスが咲き誇る小林市の生駒高原



収穫が始まった小林市須木地区特産の栗



稲穂が実りを迎えた高原町の蒲半田地区



可憐な彼岸花が一面に咲く野尻町の大塚原公園

CONTENTS

第5回協議会報告

合併の期日は平成22年3月23日(火)、財産及び債務、条例、規則等、一部事務組合等の7項目を提案・確認

第6回協議会報告

小委員会の中間報告、地方税、特別職の職員の身分、消防団、防災、商工・観光、学校教育、社会教育等の9項目を提案・確認

小委員会を開催

- ・議会議員・農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱い小委員会
- ・新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会

協議会からのお知らせ

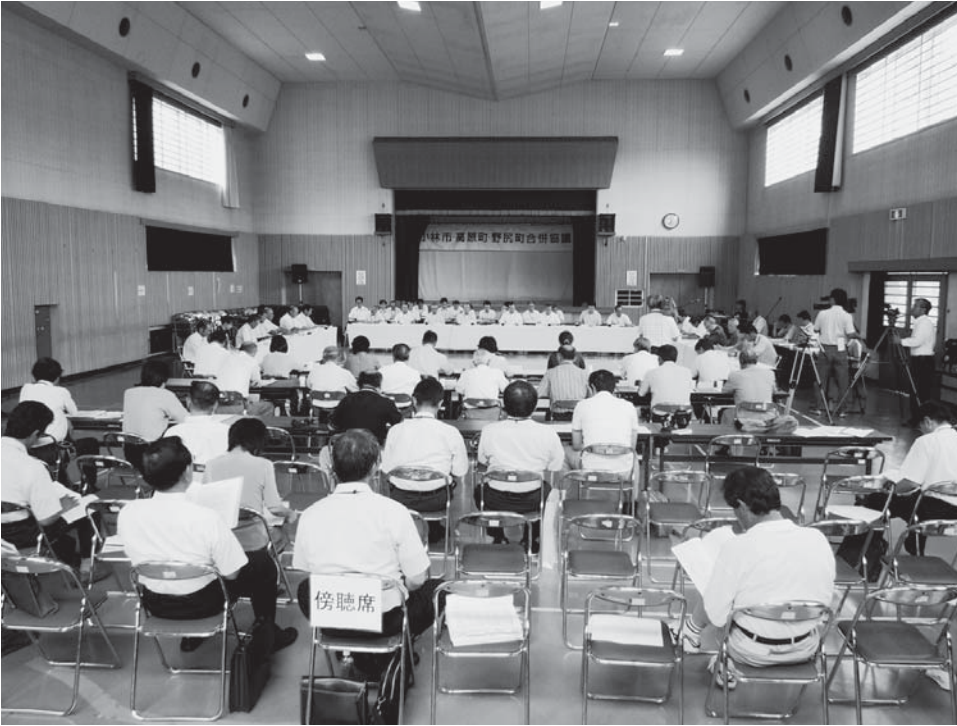


第5回協議会 報告

8月21日

合併の期日は平成22年3月23日(火)、財産及び債務、条例、規則等、一部事務組合等の7項目を提案・確認

8月21日、小林市中央公民館大ホールで、第5回協議会を開催し、合併の期日、財産及び債務、条例、規則等、一部事務組合等、総務、広報広聴、交通安全の7項目についての提案・確認が行われました。



▲合併の期日や財産及び債務の取扱いなどについて確認されました。

報告事項

第4回小林市・高原町・野尻町合併協議会以降の経過について

第4回協議会以降に開催された、会議や専門部会・分科会等の経過について報告しました。

協議事項

合併の期日について <確認>

合併の期日については、第1回協議会で「市町村の合併の特例等に関する法律」の適用が受けられる期限である平成22年3月31日までに合併することを目指すものとする」調整方針を確認していました。

今回、合併新法の期限、住民サービス、事務事業・公的行事、各種選挙・議会等との関係など合併の期日選定において留意すべき点を総合的に勘案して、「合併の期日は、平成22年3月23日(火)とする」調整方針を提案・協議し、原案のとおり確認しました。

財産及び債務の取扱いについて <確認>

「財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとし、共通する基金は、整理・統合を図るものとする」調整方針を提案・協議し、原案のとおり確認しました。

条例、規則等の取扱いについて <確認>

「条例、規則等の取扱いについては、小林市の条例、規則等を適用することを基本とする」調整方針を提案・協議し、原案のとおり確認しました。

一部事務組合等の取扱いについて <確認>

西諸広域行政事務組合、小林野尻高原衛生事業事務組合、霧島美化センター事務組合、宮崎県市町村総合事務組合・宮崎県自治会館管理組合、宮崎県後期高齢者医療広域連合、高原町及び野尻町の土地開発公社の取扱いについての調整方針を提案・協議し、原案のとおり確認しました。

総務関係について <確認>

情報公開、個人情報保護、表彰制度について提案・協議し、原案

のとおり確認しました。

広報広聴関係について <確認>

広報紙、市勢・町勢要覧、便利帳についての調整方針を提案・協議し、原案のとおり確認しました。

その他関係(交通安全)について <確認>

交通指導員についての調整方針を提案・協議し、原案のとおり確認しました。



委員から次のような意見・質疑が出されました。

●広報広聴関係について

委員：広報紙について、分科会、幹事会でどのような議論がされたか。高原町、野尻町は分区会長の構成になっていて、基本的には規則で謳っている。そして行政区としての位置付けをしている。小林市の場合は単なる自治会で、委託契約で仕事をお願いしている。

小林市であれ、高原町であれ、野尻町であれ、地方自治の本旨に基づく、区・組、分区に入っていようが、税金を納めている住民に対しては配布するのが原則だ。調整の仕方としては、小林市の制度に統一しているが、その原則の部分はしっかり議論しているのか。このようなことを最初から決めてしまうと、区、組に入っていない人には配らないということになってしまう。そういうことを最初から決めて良いのか。見解を聞かせてほしい。

総務部会長：広報紙について、小林市は委託契約をして、区長、組長に配っている。未加入者については、郵送希望者には郵送料を自己負担してもらって郵送している。各施設（公共施設、商店、スーパーなど）にも置いてい

る。配布の方式は違うが、未加入者の対応方法は、3市町とも同じような形をとっている。

分科会で議論した中では、小林市の方式に統一することで良いだろうということでもまとまった。区、組の行政連絡機構のあり方については、自治会・行政連絡機構のあり方ということで別途提案をする。

委員：原則は地方自治法第10条によると、まず住民が最初に出てくる。そのあと、議会の権能、執行権者の機能が出てくる。このような形で地方自治法は構成されている。あくまでも基本は、住民が主人公であることを謳っている。

様々な事情があって、区、組に入れられない人がいる。入らない人もいるかもしれないが、小林市でいう単なる自治組織だけを対象にするのはいかがなものかなと思う。そういう認識を持ちながら、今後改善していくというものを持っていないとおかしい。

高原、野尻は規則で謳っている区、分区の構成である。そういう行政区としての位置付けをしているところはある程度理由付けもできるが、小林市は違う。議論されていないとおかしい。今後に期待する。

●今回確認された調整方針の内容

項目	調整方針
協定項目第2号 合併の期日	合併の期日は、平成22年3月23日（火）とする。
協定項目第5号 財産及び債務の 取扱い	1. 財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。 2. 共通する基金は、整理・統合を図るものとする。
協定項目第13号 条例、規則等の 取扱い	条例、規則等の取扱いについては、小林市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業の調整内容に基づき、必要な場合には関係する条例、規則等の制定、改正等を行う。
協定項目第15号 一部事務組合等 の取扱い	1. 西諸広域行政事務組合については、小林市（新市）及びえびの市による一部事務組合とする方向で調整する。 2. 小林野尻高原衛生事業事務組合については、合併の日の前日をもって解散し、その財産及び職員は、すべて新市に引き継ぐこととする。 3. 霧島美化センター事務組合については、合併の日の前日をもって解散し、その財産及び職員は、すべて新市に引き継ぐこととする。 4. 宮崎県市町村総合事務組合及び宮崎県自治会館管理組合については、高原町、野尻町は合併の日の前日をもって当該組合から脱退する。宮崎県市町村総合事務組合の事業のうち、交通災害共済に関する事務は、高原・野尻地区においては現行のまま加入することとし、合併後3年を目処に調整する。 5. 宮崎県後期高齢者医療広域連合については、高原町、野尻町は合併の日の前日をもって広域連合を脱退する。 6. 高原町及び野尻町の土地開発公社については、合併の日の前日までに解散する。
協定項目第25号 (1)総務関係	1. 情報公開について (1)情報公開 情報公開条例については、小林市の条例を適用する。 (2)個人情報保護 個人情報保護条例については、小林市の条例を適用する。 2. 表彰制度について 表彰制度については、小林市の制度等に統一する。名誉（荣誉）町民については現行のまま引き継ぐ。
協定項目第25号 (3)広報広聴関係	1. 広報関係について (1)広報紙 広報紙の配布方法については、小林市の制度に統一する。郵送希望者への送付については小林市の制度に統一し、野尻町においては合併までに周知し、理解を求める。 (2)市勢・町勢要覧、便利帳 市勢・町勢要覧、便利帳については、小林市の制度に統一する。
協定項目第25号 (19)交通安全	交通指導員については、現状の実人員32名を定数とする。交通指導員の勤務日については合併までに調整する。

第6回 協議 報告

8月28日

小委員会中間報告を承認、地方税、特別職の職員の身分、消防団、防災、商工・観光、学校教育、社会教育等の9項目を提案・確認

8月28日、高原町総合保健福祉センター「ほほえみ館」神武ホールで、第6回協議会を開催し、小委員会の中間報告、地方税、特別職の職員の身分、消防団、防災、商工・観光、学校教育、社会教育、企画、監査委員の9項目についての提案・確認が行われました。



▲地方税や学校教育を中心に活発な議論が展開されました。

報告事項

第5回小林市・高原町・野尻町合併協議会以降の経過について

第5回協議会以降に開催された、会議や分科会等の経過について報告しました。

協議会議員・農業委員会の定数及び任期等の取扱い小委員会の中間報告について

協議会議員・農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱い小委員会の協議経過及び結果について、中間報告しました。

新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会の中間報告について

新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会の協議経過及び結果について、中間報告しました。

協議事項

地方税の取扱いについて <確認>

個人市町村民税、法人市町村民税、固定資産税、都市計画税、た

ばこ販売組合補助金、青色申告会補助金、地籍調査事業についての調整方針を提案・協議し、原案のとおり確認しました。

特別職の職員の身分の取扱い(行政委員会)について <確認>

特別職の職員の身分の取扱いのうち農業委員会を除く行政委員会(選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会、教育委員会)の設置及び委員の数・任期・報酬等についての調整方針を提案・協議し、原案のとおり確認しました。

消防団の取扱いについて <確認>

消防団・分団等の条例、組織、団員の身分・定員・任期・報酬退職報償金等、車両等、消防団の出勤要請方法についての調整方針を提案・協議し、原案のとおり確認しました。

防災関係について <確認>

防災行政無線、地域防災計画についての調整方針を提案・協議し、原案のとおり確認しました。

商工・観光関係について <確認>

商工業振興事業、商工業関係団体、観光振興事業、観光関係団体についての調整方針を提案・協議し、原案のとおり確認しました。

学校教育関係について <確認>

小・中学校の規模適正化、小中一貫教育、奨学金、育英資金、教育資金融資制度についての調整方針を提案・協議し、原案のとおり確認しました。

社会教育関係について <確認>

成人の日記念行事についての調整方針を提案・協議し、原案のとおり確認しました。

その他関係(監査委員)について <確認>

ふるさと振興基金についての調整方針を提案・協議し、原案のとおり確認しました。

監査委員について幹事会で調整した調整方針を報告し、確認しました。

●今回確認された調整方針の内容

項 目	調 整 方 針
	<ol style="list-style-type: none"> 個人市町村民税 納税義務者、賦課期日、課税標準、税率、非課税範囲、申告期限及び納期については現行のまま新市に引き継ぐ。申告については、小林市の申告システムに統一する。 法人市町村民税 納税義務者、税率（均等割）、申告期限、納期については現行のまま新市に引き継ぐ。法人税割の税率が小林市・野尻町と高原町で相違しているため、高原町の税率を合併と同時に小林市の税率に統一する。 固定資産税 納税義務者、賦課期日、税率、免税点、非課税の範囲、申告期限については現行のまま新市に引き継ぐ。納期及び縦覧期間については、各市町相違があるため、小林市の納期及び縦覧期間に統一する。 都市計画税 課税に相違が生じているため、小林市の制度に統一することを基本とし、合併までに調整する。 たばこ販売組合補助金については、小林市の制度に統一する。 青色申告会補助金については、青色申告促進育成を目的に設立された補助金であるが、現在野尻町においてのみ実施しており、所期の目的が達成されたため、合併時に廃止する。 地籍調査事業については、地籍管理システムに相違があるため、当面現行のままとし、合併後のシステム統合に向けて検討する。

●個人市町村民税の現況

協定項目第8号 地方税の取扱い	小 林 市			高 原 町	野 尻 町
	納 税 義 務 者	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有する個人：均等割+所得割 ・市内に住所はないが、事務所、事業所又は家屋敷のある人：均等割 			小林市と同じ
賦 課 期 日	1月1日			小林市と同じ	小林市と同じ
課 税 標 準 及 び 税 率	<ul style="list-style-type: none"> ・均等割：3,000円 ・所得割：標準税率 			小林市と同じ	小林市と同じ
非 課 税 範 囲	<ol style="list-style-type: none"> 市町村民税を課さない <ol style="list-style-type: none"> ①生活保護法による生活扶助を受けている人 ②障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で前年の合計所得金額が125万円以下の人 均等割を課さない <ol style="list-style-type: none"> ①控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた金額以下の人 (280,000円×(扶養人数+1) + 168,000円) 所得割を課さない <ol style="list-style-type: none"> ①控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた金額以下の人 (350,000円×(扶養人数+1) + 320,000円) 			小林市と同じ	小林市と同じ
申 告 期 限	<ul style="list-style-type: none"> ・市民税申告書又は所得税の確定申告書 3月15日 ・給与支払報告書 1月31日 ・特別徴収異動届出書：徴収する義務がなくなる事由が発生した月の翌月10日まで 			小林市と同じ	小林市と同じ
納 期	<ul style="list-style-type: none"> ・特別徴収：7月10日～翌年6月10日 ・普通徴収：1期 6月1日から同月30日まで 2期 8月1日から同月31日まで 3期 10月1日から同月31日まで 4期 翌年1月1日から同月31日まで 			小林市と同じ	小林市と同じ

		●都市計画税の現況		
		小 林 市	高原町	野尻町
	課 税 客 体	土地・家屋（都市計画法第5条の規定により指定された、都市計画区域内に所在するもの）	平成15年度から廃止	該当なし
	納 税 義 務 者	固定資産の所有者		
	賦 課 期 日	1月1日		
	税 率 及 び 免 税 点	課税標準額の0.2%		
	賦 課 徴 収 等	固定資産税の賦課徴収にあわせて賦課徴収する。		
	納 期	固定資産税の納期と同じ。		
協定項目第12号 特別職の職員の身分の取扱い	<p>1. 特別職の職員の身分の取扱いのうち行政委員会（農業委員会を除く）については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会、教育委員会の設置及び委員の数・任期等については、小林市の委員は任期満了時まで引き続き在任し、高原町、野尻町の委員は合併の日の前日をもって失職する。</p> <p>(2) 報酬等については、小林市の制度を適用する。</p>			
協定項目第24号 消防団の取扱い	<p>1. 条例等は小林市の条例等を適用する。</p> <p>2. 消防団は、合併時に統合し、分団等の組織は合併までに調整する。</p> <p>3. 消防団員は新市に引き継ぐ。</p> <p>4. 消防団員の定員については、現行のまま新市に引き継ぎ、任期については合併までに調整する。</p> <p>5. 車両等については、現行のまま新市に引き継ぐ。なお、更新については合併後、計画する。</p> <p>6. 報酬等については、小林市の制度に統一する。</p> <p>7. 退職報償金等については、小林市の制度に統一する。ただし、野尻町消防団においては、合併時の野尻町の退団団員についてのみ、経過措置（退職慰労金）を適用する。</p> <p>8. 消防団の出動要請方法については、高原町、野尻町を含めた指揮命令等の計画策定までは、現行どおりとし、合併後1年を目処に新たな制度等を制定する。なお、計画策定までの間、災害時の指揮命令等などに支障がないよう調整する。</p>			
協定項目第25号 (4)防災関係	<p>1. 防災行政無線については、現行のまま、新市に引き継ぎ、統合するよう調整する。</p> <p>2. 地域防災計画は、高原町・野尻町を含めた計画策定まで、現行の市町の計画を引き継ぐものとする。なお、合併後1年を目処に災害時の避難勧告や指揮命令系統などに支障がないよう調整する。</p>			
協定項目第25号 (12)商工・観光関係	<p>1. 商工業振興事業について</p> <p>(1) 企業誘致事業 税の課税免除等の特例については、対象要件・優遇制度等の協議を行い、合併時に統合するよう調整し、小林市企業立地奨励条例を改正する。また、補助金については、別途対象要件・優遇制度等の協議を行い、合併時に統合するよう調整し、新たな補助金交付要綱を制定する。なお、各市町における合併時までの立地企業への優遇措置については、従前の例による。</p> <p>(2) 宮崎フリーウェイ工業団地</p> <p>① 条例については、小林市企業立地奨励条例の改正条例に一本化する。また、補助金については、高原町の制度等を基本とし、宮崎フリーウェイ工業団地に特化した補助金交付要綱を制定する。なお、合併時までの立地企業への優遇措置については、従前の例による。</p> <p>② 立地促進協議会及び工業用水道事業会計繰出金については、県と一体となった企業誘致が必要であることから、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>③ 宮崎県土地開発公社と一体となった企業誘致が必要であることから、高原町の宮崎フリーウェイ工業団地固定資産税免除条例を尊重し、合併時に新たな制度等を制定する。</p> <p>2. 商工業関係団体について</p> <p>(1) 商工団体 現行のまま新市に引き継ぎ、各団体の実情を尊重しながら、統合が進むよう環境整備に努める。</p> <p>(2) 第三セクター（有限会社のじり農産加工センター） 第三セクターについては、現行のまま新市に引き継ぐ。なお、市民の一層の利用を促すとともに市外者についても広報等を強化し、併せて商品開発等も強化するよう指導を行う。</p>			

	<p>(3) 祭り・イベント 祭り・イベントについては、伝統や歴史文化が損なわれないよう、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、内容・期日等が類似しているものについては、新市において検討する。</p> <p>3. 観光振興事業について</p> <p>(1) 祭り・イベント 祭り・イベントについては、伝統や歴史文化が損なわれないよう、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、内容・期日等が類似しているものについては、新市において検討する。</p> <p>(2) 観光施設整備事業 観光施設整備については、各市町の状況を踏まえ、当面現行どおりとし、合併後3年を目処に新たな制度等を制定する。</p> <p>4. 観光関係団体について</p> <p>(1) 観光協会 観光協会については、合併後3年を目処に統合するよう、観光協会へ協議調整の支援を行う。</p> <p>(2) 第三セクター（北きりしまリゾート牧場・ハーメックのじり株式会社） 第三セクターについては、現行のまま新市に引き継ぎ、新市移行後、経営形態や運営方針の検討を行う。また、市民の一層の利用を促すとともに市外者についても広報等を強化する。</p> <p>(3) 「日本で最も美しい村」連合負担金 新市での観光地PR等も含め、加入継続すべきであり、高原町の制度等を適用する。</p>						
<p>協定項目第25号 (17) 学校教育関係</p>	<p>1. 小・中学校の規模適正化については、当面現行どおりとする。 小中一貫教育については、小林市で平成21年度から実施する予定であり、高原町・野尻町では具体的な検討がなされていないため、当面現行どおりとし、合併後3年を目処に調整していくものとする。</p> <p>2. 奨学金、育英資金については、小林市の制度に統一する。なお、高原町において合併前に貸付を受けた者に係る貸付額及び償還については、合併前の高原町育英資金貸付基金条例の例による。 また、高原町の基金は、現行のまま新市に引き継ぐ。 教育資金融資制度については、九州労働金庫と協議を行い、合併までに統合するよう調整する。</p> <p>● 小・中学校の規模適正化・小中一貫教育の現況</p> <table border="1" data-bbox="355 1272 1444 1854"> <thead> <tr> <th data-bbox="355 1272 847 1305">小林市</th> <th data-bbox="847 1272 1337 1305">高原町</th> <th data-bbox="1337 1272 1444 1305">野尻町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="355 1305 847 1854"> <p>平成19年度に「小林市立小・中学校規模適正化審議会」を立ち上げ、5回の会議を開き、基本的な考え方及び具体的方策について検討を行った。</p> <p>その結果、適正な学校規模の具体的方策として「小規模特認校制度」、「小中一貫教育」、「小・中学校の統廃合」が答申された。</p> <p>これを受けて平成20年4月から「小規模特認校制度」の運用を開始し、2名の生徒が大規模校から小規模校へ通学している。</p> <p>「小中一貫教育」については、「小中一貫教育基本計画策定委員会」を設置し、現在計画策定の準備を進めている。</p> </td> <td data-bbox="847 1305 1337 1854"> <p>高原町立小中学校について、少子化による児童生徒数の減少という状況、安全安心な学校施設の整備（耐震化）を行うこと及び小中一貫教育を見据えた適正な規模の学校で、子どもにとって望ましい教育環境を目的として学校統合（小学校4校を1校に、中学校2校を1校にそれぞれ統合）を推進することとした。</p> <p>これまでに町議会、学校関係者、一般住民に対して説明を行いながら理解を求め、合意形成を図っているところである。</p> <p>今後、町民主体の「学校規模適正化検討委員会」を今年7月に立ち上げ、全町的な合意形成づくりを行うことにしている。この委員会において、統合の時期、統合の形態、統合後の学校の位置、小中一貫教育の是非等が議論され、その提言に沿って学校統合と合わせた施設の耐震化を行うこととしている。</p> </td> <td data-bbox="1337 1305 1444 1854"> <p>なし</p> </td> </tr> </tbody> </table>	小林市	高原町	野尻町	<p>平成19年度に「小林市立小・中学校規模適正化審議会」を立ち上げ、5回の会議を開き、基本的な考え方及び具体的方策について検討を行った。</p> <p>その結果、適正な学校規模の具体的方策として「小規模特認校制度」、「小中一貫教育」、「小・中学校の統廃合」が答申された。</p> <p>これを受けて平成20年4月から「小規模特認校制度」の運用を開始し、2名の生徒が大規模校から小規模校へ通学している。</p> <p>「小中一貫教育」については、「小中一貫教育基本計画策定委員会」を設置し、現在計画策定の準備を進めている。</p>	<p>高原町立小中学校について、少子化による児童生徒数の減少という状況、安全安心な学校施設の整備（耐震化）を行うこと及び小中一貫教育を見据えた適正な規模の学校で、子どもにとって望ましい教育環境を目的として学校統合（小学校4校を1校に、中学校2校を1校にそれぞれ統合）を推進することとした。</p> <p>これまでに町議会、学校関係者、一般住民に対して説明を行いながら理解を求め、合意形成を図っているところである。</p> <p>今後、町民主体の「学校規模適正化検討委員会」を今年7月に立ち上げ、全町的な合意形成づくりを行うことにしている。この委員会において、統合の時期、統合の形態、統合後の学校の位置、小中一貫教育の是非等が議論され、その提言に沿って学校統合と合わせた施設の耐震化を行うこととしている。</p>	<p>なし</p>
小林市	高原町	野尻町					
<p>平成19年度に「小林市立小・中学校規模適正化審議会」を立ち上げ、5回の会議を開き、基本的な考え方及び具体的方策について検討を行った。</p> <p>その結果、適正な学校規模の具体的方策として「小規模特認校制度」、「小中一貫教育」、「小・中学校の統廃合」が答申された。</p> <p>これを受けて平成20年4月から「小規模特認校制度」の運用を開始し、2名の生徒が大規模校から小規模校へ通学している。</p> <p>「小中一貫教育」については、「小中一貫教育基本計画策定委員会」を設置し、現在計画策定の準備を進めている。</p>	<p>高原町立小中学校について、少子化による児童生徒数の減少という状況、安全安心な学校施設の整備（耐震化）を行うこと及び小中一貫教育を見据えた適正な規模の学校で、子どもにとって望ましい教育環境を目的として学校統合（小学校4校を1校に、中学校2校を1校にそれぞれ統合）を推進することとした。</p> <p>これまでに町議会、学校関係者、一般住民に対して説明を行いながら理解を求め、合意形成を図っているところである。</p> <p>今後、町民主体の「学校規模適正化検討委員会」を今年7月に立ち上げ、全町的な合意形成づくりを行うことにしている。この委員会において、統合の時期、統合の形態、統合後の学校の位置、小中一貫教育の是非等が議論され、その提言に沿って学校統合と合わせた施設の耐震化を行うこととしている。</p>	<p>なし</p>					
<p>協定項目第25号 (18) 社会教育関係</p>	<p>成人の日記念行事については、現行により実施するが、記念品等は統一する。合併後、実情や体制等を勘案しながら、一会場での開催に向けて調整していく。</p>						
<p>協定項目第25号 (19) その他関係（企画）</p>	<p>ふるさと振興基金は統合する。なお、基金の活用状況が異なるため整理し、合併までに新たな制度を制定する。</p>						

委員から次のような意見・質疑が出されました。

●地域自治区（小委員会中間報告）

委員：小委員会の中間報告で、10番の地域協議会の組織及び委員の選任・任期について、「①当該地域自治区の公共的団体等が推薦する者」とあるが、須木の例では区域内の委員だけでは協議会の内容が活かせなかった事例がある。「公共的団体及びまちづくり委員会」と入れたのは非常に大事なことだが、まちづくりの観点からも宮崎大学の教授等の専門的な人は入れたほうが良いと思うが、そういう話は出なかったのか。13番に「会長は必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる」とあるが、区域内に限定しており、区域外の専門的な人たちが入れないので、今後、十分考えてほしい。

委員長：その話は出なかったが、貴重な意見であり、再度、小委員会で検討したい。

●地方税の取扱い

委員：固定資産税と都市計画税の見直しについて、現在、小林市の固定資産税等審議会で検討が行われていると聞いている。内容は都市計画税を廃止して、固定資産税を上げるということだが、大変興味がある。都市計画案は何年ぐらい先まで計画があるのか。都市計画税はその事業の財源だが、計画自体はこれから先あるのかないのか。現在の審議会での検討はどのぐらいまで進んでいるのか。

総務部会長：都市計画税は目的税であり、都市計画事業を進めている現状がある。これが何年までかということと公共下水道等の事業もあるので、今後もずっとずっと考えている。

税務分科会長：審議会では都市計画税を廃止するという考え方や結論もまだ出ていない。どの方法が地域住民にとって一番良いのか、現在は都市計画税が0.2%だが廃止するのか、それを1.4%の固定資産税と合わせて1.6%とするのか、あるいは全体的に固定資産税と都市計画税を見直して全体の税率を決めるのか、まだ議論の半ばであり方針が決定されていない。これは小林市の審議会であり、まずは小林市の中での議論を深めている。

委員：今年12月ぐらいに答申が出されると聞いている。もし、1.4%の固定資産税率が上がるということは、即、増税である。野尻町としては、合併イコール増税につながるため、これは据え置いてほしい。

委員：野尻町の固定資産税に上乘せすることになると、住民税の負担で問題が生じてくる。小林市で検討中ということだが、新市誕生後まもなく、高原町、野尻町まで含めて全地域で均一課税をすると、市民負担に均衡を欠くことになる。合併特例法によると、合併年度に続く5年度に限り、課税免除または不均一課税は可能である。激変緩和措置の観点から課税免除また

は不均一課税とするか、その場合の税目・実施時期などについて合併協議会で協議し、取り決めを行った上で、条例で定める手続きになっている。

総務部会長：固定資産税が1.4%か1.6%になるか、まだ決まっていない。検討のため審議会が昨年11月から設けられている。これがどうなるか全くわからない状況での調整・提案である。基本として小林市の制度としていくが合併までに調整する。今、何も決まらない状況で、不均一課税等について提案することは困難である。合併議決後の一元化作業の中で、1市2町の職員が検討し各首長にお諮りしながら、協議会にもお示しすることになる。審議会の審議結果を見極めないと対応ができない。

委員：今後の変化によって生じるであろう結論に対して、協議会としての確認としての附記事項を記録として残しておかないといけない。

総務部会長：たとえば小林市の都市計画税がなくなり、固定資産税が1.6%ということが決まったときは、小林市の都市計画区域以外の方も1.6%になる。それが合併のときに小林市は高いままで、高原町と野尻町だけは不均一課税で安くなるという議論になる。あくまでも一元化作業の中で、その辺も含めて検討する。ここでいきなり不均一課税を確認することは、新市での不均衡が出て難しい問題が生じてくる。

委員：今、固定資産税、都市計画税の税率について検討されており、後でそれぞれ議会で諮るということだが、高原町としては平成15年度から都市計画税は廃止している。都市計画税を固定資産税に加算する可能性もあるという中で、基本的には小林市の制度に統一するというものであり、決める過程において曖昧なところが不安である。

総務部会長：ご心配はわかるが、11月には合併協定書調印という中で協議調整であり、専門部会でもいろいろと議論してきた。高原町には都市計画区域があるため、高原町にも都市計画税を課税するという可能性がまったくないとは言えない。今の段階でこれを持ち帰って検討しようとしたときに、どのような方法があるのか。どこかに合わせるということは決めないと合併後の調整が困難である。審議会の結果が出ていない中での調整であり、ご理解いただきたい。

●特別職の職員の身分の取扱い（行政委員会）

委員：監査委員の報酬は、小林市が月額となっているが、どのように払っているのか。監査のある月だけ支払うのか。

総務部会長：代表監査委員は、ほぼ毎日出勤しており、毎月報酬を払っている。

委員：議会選出委員も支払いは一緒なのか。

総務部会長：議会選出委員も月額で毎月支払っている。代表監査委員と比べると、出勤される日数は少ない。

委員：監査があった場合の報酬は別途出ないということだが、高原町、野尻町は日額であり監査の日数にもよるが、その方が高くなるのではないか。

総務部会長：高原町、野尻町が日額で何日監査に出られるかわからないが、市においては全て月額報酬になっている。

委員：ほとんど小林市の制度に合わせるということだが、費用弁償について高原町、野尻町にはあるが小林市にはない。須木から市内まで遠いため相当開きがあるが、その点はどうか考えるか。

総務部会長：そのことについては議論していないので、この場では答えようがない。

●商工・観光関係について

委員：街路灯の維持管理費の問題で、高原町では街路灯は町で設置して、商工会がスポンサーを募って電気料を払っているが、スポンサーが減り、その分を商工会が負担しており、運営に影響が出ている。「現行のまま新市に引き継ぐ」とあるが、商工会としては重荷であり支払うことができない。もう一度専門部会で検討してほしい。

産業建設部会長：小林市は商店街、高原町・野尻町は商工会で管理し、各市町ともスポンサーの減少は起こっており、似たような状況である。街路灯には商店街の振興・防犯等の役割があり、現行のまま新市に引き継いで、新市で対応策を整理していく。

委員：高原町商工会としては80基をスポンサーとして設置した。町内会からの防犯等の設置依頼により管理数が増えてきた。関係のないものまで商工会が負担することは、存続にも関わってくる。スポンサーがない時点で、電気料は払わないこととせざるを得ない。

産業建設部会長：全体的な調整が必要である。新市の中で街路灯の管理に差異があってはいけないので、新市の中でこれまでの経緯も踏まえて検討する。

委員：町からの負担があればだが、現実問題として合併までの2年間でも難しい。

会長：これについてはCランクで全体協議事項ではないので、専門部会で再度検討させたい。

委員：商店街支援事業の野尻町総合案内所運営事業で、「観光施設や神社仏閣等、野尻町を総合的に案内する施設の運営費」とあるが、神社仏閣等とは、どのような内容のものか。宗教との関係もあるので、どういう案内をしているのか。

産業建設部会長：神社仏閣等とは文化財という意味で表現している。

●学校教育関係について

委員：学校規模適正化審議会で難しい問題に取り組んでいるが、小規模特認校制度は4月から運用されてお

り、新しい取り組みは評価に値するが、校区外通学許可制度との関連性について補足説明してほしい。

文教部会長：少子化の進展により小規模校では複式学級が出ている学校もある。特認校制度は大規模校から小規模校に転校ができる制度である。校区外通学許可制度は、児童生徒の個人的事情による通学区域変更の制度である。

委員：高原町は学校規模適正化検討委員会を7月に立ち上げて、一方では耐震化補修工事が計画されている。たとえば町民は学校を統合して新築した方が良いということになるのか、どういった意見を取りまとめようとしているのか。平成21年には高原小を設計することだが、設計に入って学校を統合ということになったときに、二重投資にはならないか。

文教部会長：高原町の学校規模適正化検討委員会は審議中である。高原町には小学校4校、中学校2校があるが、それぞれ1校ずつにしようという話を進めている。各地域においては学校がなくなることを懸念されて心配されている。町民が統合しても子どもたちのための学校づくりをしてほしいという合意形成が図られるように努力している途中で結論がまだ出ていない。平成18年度に耐震調査をし、不適格な建物がある。学校施設は児童生徒が1日の大半を過ごすため、耐震補強等を含めて早く整備を図らなければならない。まだ合併していないので、高原町としての耐震化年次計画を出している。高原町の小中学校の統合は進めるが、その最中に合併になった場合は、各市町で協議し新たな整備計画を検討しなければならない。

委員：学校統合の結論が出なければ、来年度には耐震工事の設計予算を上げると思う。文部科学省の認可の問題もあるので、混乱を来すのではないかと。どちらか一方で事業を進めれば良いのではないかと。

委員：小中学校の規模適正化及び小中一貫校は、小林市議会の教育厚生委員会でも問題になっている。小中一貫校の問題は、小林市では昨年からコスモス科を新設し、中学校の教師を小学校に派遣して特定の教科を受け持たせて授業が行われているが、その穴埋めを非常勤講師にさせることで、中学校ではさまざまな問題が起きている。現場では非常勤講師が増え、正規職員は過重負担で心身を病んでいる。不登校生や生徒指導特別支援には手一杯であるというのが現状である。

小中学校統廃合の問題は、耐震化については筋交いなどで補強する方法もある。地域の学校がなくなれば、周りの商店も消え、地域はますます冷え込んでいくのではないかと。学校が減れば小学生はスクールバスや親の送迎で登校しなければならない。

規模適正化や小中一貫校とはどういうことなのか、現場の教職員や保護者、有識者、地域住民の声を広く取り入れる方策を採り、十分な相互理解を図って、今後は考えていただきたい。

議会議員・農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱い 小委員会を開催

第5回小委員会

8月21日 小林市社会福祉センター2階
大会議室

■農業委員会の委員の定数及び任期等

意見を踏まえ「①在任特例適用後、1市2町のそれぞれの区域に選挙区を1つずつ設置する。各選挙区における選挙の委員の定数については、旧小林市区域22人、旧高原町区域8人、旧野尻町区域6人を基本とし、新市において在任特例期間中に調整する。②農業委員会の委員の報酬額は、小林市特別職報酬等審議会に諮り、合併時まで定める。」ということを確認しました。

- ・ 農業委員会事務局で話し合いはなかったのか。
- ・ 1号委員と2号委員の数の検討は行われなかったか。
- ・ 平成25年3月19日までの任期となる。新市になってから委員の定数を話し合うということが。
- ・ 在任特例を認めると決めただけなので、そのまま良いのではないか。
- ・ 平成25年3月19日まで、野尻では11人の半分で業務をすることになるが、業務に不安があるが、その点はどうか。

■議会議員の定数及び任期等

小林市選出委員から「定数特例」、高原町・野尻町選出委員から「在任特例」を望む意見が多く出されましたが、意見が集約できないため、新市の議員定数・選挙区等の取

扱いも含めて、次回継続協議とすることしました。

●小林市選出委員の意見

・ 昨日、3市町の議長、副議長で話し合いがなされたようだが、進展する内容であったのか。

・ そろそろ接点を見出さないといけない。高原・野尻の皆さんが小林市の定数特例に向かっていくという意見が出れば前に進む。

・ 各議会・議員の立場で発言されており、確固たる数値での発言でない。アンケート結果による公の資料で判断すべき。在任特例については、絶対に承伏しかねる。

・ 合併のアンケートで、「ある一議員のお陰で合併できなかった」とあり、ずっと気になってきた。本当に合併するのなら、もう少しと意見を合わすべき。

・ 町立病院の問題は、行政上・法律に沿って解決していく問題。議員数が多い少ないという問題ではない。少数精鋭の議員が勉強して、取り組んでもらえるように。

・ 小林の方から町立病院を無くすとか言ったことはない。院長等の給与格差の調整が問題である。議員定数の問題と病院の問題はかみあわない。

・ 「町民が、町民が」といっていたらずっと平行線のまま。小林市は絶対に定数特例と言っている訳だから。

・ 定数特例が妥当である理由として、議員が編入される不安をなくし、議会での合併促進を促すべき。アンケート結果でも議員の増は、市民の意に反する。旧須木村との



▲第5回小委員会

在任特例でも市民の批判にあっている。住民は合併により様々な影響を受けるが、議員だけがなぜ救済されるのかなど。

・ 定員削減については、区長会から定員削減を申し入れた経緯がある。小林市においても24人という定数は多いと思う。

・ 住民の声は、確実性がすごくある。アンケートを書いた人は、本心を書いていると思う。高原町は区長会、野尻町は未来を考える会との意見交換の中で、在任を支持する意見があったと言われるが、高原町の区長からは、そういう声はなかったとも聞いている。

・ アンケートでは、議員数の減に不安をあまり感じていない。この結果をどう理解しているのか。前回の合併破綻で、数千円単位の金が消失し、どう責任を感じているのか。

・ 小林は前回のことがどうしても引っかけ。皆さんが離脱したわけだから、それはなかったことと言われても、小林市民に

説明できない。

・ アンケート結果は3千人程度で、あまり参考にならないと言われたが、重視すべき。

・ 在任特例の方が安いといわれるが、報酬は小委員会では決められない問題。行財政改革の面から定数特例が妥当と考える。

・ 議員数や職員数の削減が1番の目玉、一般住民が1番具体的な分かりやすい所である。その中で在任特例はいかなものか。議員が率先して模範を示すべき。

・ このままでは平行線である。今までに莫大な経費を使っている。本当に議員が多ければそれだけの意見がでるのか。必ずしも多ければ良いとは思わない。高原町・野尻町は本当に合併する気があるのか疑う。住民も望んでいるのか、アンケート等の方法はないのか。

・ 普通の市民として、議員は多いとつくづく聞いてきた。合併時点で在任特例であると住民はどんな風に見えるのか。

・ 畜産においては、小林市・高原町・野尻町は相当前から合併という形で動いている。合併になれば早く理解を得られる。

・ 平行線で進展しない。この小委員会を協議会に差し戻してはどうか。

●高原町・野尻町選出委員の意見

・ 高原町立病院を今までどおりにしてもううには、一人でも多くの議員に意見を言ってもらえるよう在任して欲しい。

・ 病院問題については、それが編入される小さな町の住民の不安な面である。住民が在任特例を願うひとつの面である。

・ 小林の議員が高原を回られた中で、定数特例でないと小林市議会は否決すると、言っている様だが、それではこの小委員会の意味がない。編入合併の申し入れ時に定数特例でないといけないということは条件にな

かった。

・合併新法の中でも在任特例は謳ってあり、議員の救済ということではない。新しい小林市をつくるにあたり、在任特例の中で1年間ぐらいは皆で協議していききたい。

・大方ではなく、多くの区長が、在任特例で頑張ってくれといったことは事実。みんな同じだと思うが、1年に2回も選挙をしたくないことは確かだが、合併後に調整する項目も多い。議員が半減することは、市民の不利益に繋がりがかねない。

・経費面からいけば、定数特例も在任特例も同程度であり、1市2町1村の協議時にも60人前後の議員が在任することで、協議が進んでいた。44人で議場が狭いとかは言い訳にしかない。

・住民説明会の出席も少なかつたと思うが、財政用語など、ピンとこない住民はたくさんおり、不安が多い。住民としては合併の賛成・反対の明確な表現ができない感じがする。とすれば議員は住民の代表なので、多ければ良いということではないが、意見を反映して欲しい。

・アンケート結果については、回収率が40%にも満たないので、参考程度しかない。前回の合併時の責任は過去のこと、今言すべきではない。議員削減するものであれば、次の統一選挙で法定定数以下、オープン選挙で良い。

・在任特例を主張するにあたり、以前、旧須木村の議員の方々が5万円上がったが、我々はそういうことは望んでいない。報酬等審議会にも現行の報酬を申し入れれば、報酬額を上げるということにはならない。

「は頑張って欲しい」との要望であった。合併後の一般選挙において、思い切った削減をしていけば、必ず住民の理解を得られる。」「本当に合併を望んでいるのか」という厳しい意見だが、道州制を考え少しでも大きい自治体になるよう、合併をなんとかしてまとめたい。

・この小委員会で決めないと、協議会への差し戻しはやっぱりおかしい。

第6回小委員会

8月28日 高原町総合保健福祉センター「ほへみ館」中研修室

■農業委員会委員の定数及び任期等 前回の確認事項を踏まえ、

1. 高原町及び野尻町の農業委員会は、合併時に小林市の農業委員会に統合するものとする。

2. 農業委員会等に関する法律第7条の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例等に関する法律第11条第1項第2号の規定を適用し、小林市の農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任するものとする。

3. 在任特例適用後、1市2町のそれぞれの区域に選挙区を1つずつ設置する。各選挙区における選挙の委員の定数については、旧小林市区域22名、旧高原町区域8名、旧野尻町区域6名を基本とし、新市において在任特例期間中に調整する。

4. 農業委員会委員の報酬額は、小林市特別職報酬等審議会に諮り、合併時までに定める。

という調整方針案を確認しました。

■議会委員の定数及び任期等 2回目の特例の適用について

意見を踏まえ、2回目の特例は適用しないことを確認しました。

・まず、特例の適用が決まらないことには、決まらないのではないかと。定数特例をやるのか、在任特例をやるのか、これが決まらないと無駄だと思う。

・議員定数は議会自らが決めるべき。今回は2回目の特例の適用と選挙区に止めておいた方がよい。ただ、2回目の特例は適用しない、選挙区は設けないという考えはある。

・30人でこの小委員会で決まったとして、新市の議会ですらに削減という方法はできるのか。

・2回目の特例については、適用しないが良いのではないかと。

・小林市議会では、2回目の特例は適用しないと決まった。

●特例適用後の選挙区について
意見を踏まえ、合併後最初の一般選挙で選挙区は設置しないことを確認しました。

・2回目の特例は適用しないということを確認し合ったので、最初の一般選挙においても選挙区は設けるべきではない。選挙区は設置しない方がよい。

・新しい1つのまちをつくるので、選挙区は設けるべきではない、オープンの選挙で良いのではないかと。

・まず、法定数上限の30人としておいて、新市の議会においてどれだけ削減していくかを協議し、決めていくべきである。

・法定数で定めておいて、新たなまちづくりの中で条例定数を決定していけば良い。

・類似都市の議員定数一覧表は、協議会の中で、あの数字を決めて出しているのか。

・この小委員会で決めた定数と、議会で見める定数は、どちらを優先するのか。

・小林市議会としては、全国の類似団体を見ても、定数は24人で良いという結論を見た。

・今回は上限定数でいって、新市において小林市の条例に基づいて定数は定めるべき。小委員会は法定定数30人以内で定めていた方が、後の協議がやりやすい。

・住民の負託にこたえるためには、法定数の30人で決めておいて、新市においては、大幅な削減をするというような附帯条件付きで載せておけば良い。

・前回の合併協議会において、野尻の委員から定数を20人で決めるべきという意見を記憶している。今回30人と決めたのは、議会の総意なのか。

・新市のまちづくりで住民が求めているものは、議員の数が多いという意見。1年1か月の在任特例で小林の条例に基づき24人で良い。20人と述べていない。

・小林市の言った24人は住民感情を考慮して、決めて持ってきている。

持たせることはできないか。

・幅を持たした上で、新市の議会ですらに削減を求める条件をつけるということかどうか。

・せっかく協議する中で、議会で決めたとやられると、小委員会はそのとおりにしないといけないということになる。

・小林市議会は一般選挙で選挙区を設けない、定数は合併した6万都市の平均定数の24人〜26人が妥当という意見。野尻と高原の委員も一般選挙は大幅な削減をするとの意見。26人以内で合併の日までに調整するということになるのでは。

・小林市議会で24人か26人に決まったような言い方をされた。合併しても大幅な議員定数削減をやらなくてはならない。小委員会での定数を議会で審議してくださいというやり方をしてほしい。

・合併する意味は何なのか。財源がないことを基本におけば、合併で議員定数を削減することに大賛成。

・上限定数を言ったが、新市において大きな削減が必要である。合併後は小林市の条例で行くので、数字を謳わなくても小林市の条例で自ずと24人の数字は出てくる。

・問題は新市の13か月間の中で、どのくらい新市のまちづくりが構築できるか。定数は26人以下で、新市の中で決定するという文言で、含みを持たせるべき。

・議員、一般市民も大幅な削減を考えている。定数は26人にして次の選挙までに、十分検討し、さらに削減の方向で決めていただきたい。

・第1回の選挙は、各地区から少しでも多くの議員が議会に参加・協議してもらおう意味で、高原町議会でも定数は26人か28人で、その先は24人でも構わないという意見であ

る。

・野尻町の議員も合併を前提に協議会に臨んでいる。在任特別を要求しながら、その数の中で新たな新市の定数も審議されるべき。

・野尻町・高原町の在任特別の要望が聞き入れられることによって、本当のまちづくりができるのではないかと。

・26人以下で調整するということを進めていただきたい。

・小林市は、26人以内で、合併までに調整するというところかどうかということでも話をした。

・高原町は、小委員会としては26人以内で調整するというところかどうか。

・野尻町は平均値が24人から26人ぐらいだったが、ただこれに市の面積も絡んでくる。住民の意見も考えると、26人以内という表



▲第6回小委員会

現で良いのではないかと。

・合併までに調整するのか、新市の中で決めるのかで文言が違ってくると思う。

・合併までに調整ではなく、新市において調整するというほうが良いと思うが。

・合併後の13か月間で新市のまちを構築できれば、議員数を減らせる可能性はある。合併まででなく、新市の中で決定という文言を入れてもらいたい。

・26人以下で確認をとったから、条例定数26人で決定して良いのではないかと。

・新市になってからは小林市の条例適用で24人となる。合併の日までに調整するということになる。

・26人で条例で決めて、新市で次の選挙の時は定数を調整の表現にしてほしい。

・小林市議会で条例改正しないといけないが、26人で議会を通るのかということも出てくる。幅を持たせてほしい。

・新市の議会で条例改正をされれば良い。合併時の選挙は在任特別か定数特別かで増員選挙と条例定数は関係ない。

・小林市の条例定数は24人で、定数特別でも在任特別でも、大幅にオーバーする。

・在任特別か定数特別かいずれ出るので、新市の議会で条例改正をすれば問題ない。

●**報酬の取扱いについて**
「報酬の取扱いについては、小林市特別職報酬等審議会に諮り定める」ことを確認しました。

●**特別の適用について**
小林市選出委員から「定数特別」、高原町・野尻町選出委員から「在任特別」を望む意見が多く出されましたが、意見が集約できないため、2町側が前向きに譲歩することを前提に、次回を最後の小委員会として開

催し、協議・確認することをしました。

●**小林市選出委員の意見**

・小林市は最初から定数特別と言っている。これは譲るわけにはいかない。合併して新しい市議会になる。みんなが新しい小林市をこれから盛り上げて、盛り立てていこうという新市の希望を持って、議員として胸を張って出てきていただきたい。

・報酬の取扱いについては、小林市特別職報酬等審議会に諮り定めるという確認をとったので、小委員会では経費のことは言えるのか。

・在任特別で新しく議場を造った場合、どの程度の費用がかかるか試算してないか。

・議場の改築等を含めたときは、数千万円のお金が必要。今の小林市議会で審議するには35人がギリギリで、定数特別しかない。わずか1年のために、数千万円の金は使えない。

・公民館あたりで議会をしたら、小林市民になんと言ってしまうか。私たちも原則では言っていない、定数特別までは小林市も認めようと言っている。

・定数特別に変わりはしない。新法での事例は、原則と定数特別で80%を占めている。小林市民は、なぜ今、高原町・野尻町は合併を申し込まれたのかという疑問がある。野尻町長は「不転の決意で、今回は合併を成功させたい」と申し込みをされた。住民の人口割、住民の感情を考えると、これから新しいまちをつくるにいくときには、やはり小林市民の感情を逆撫でするようなことには賛同しかねる。

・意外と早く合併に来た原因は、まちづくりもだが、財源的なものがあつたのではないかと。区長が設置されれば、住民の意見は市の方に伝えることもできる。議員がみんないなければというのは疑問。高原町・野



尻町合わせて11人いるので、住民はその人たちに伝えることができる。必ずしも在任特例が良いとは思っていない。区長設置と定数特例であれば定数特例に賛成する。

- ・学識だけ集まっても平行線で時間の無駄。
- ・意見の食い違いがあり、小委員会では平行線のままで。合併協議会に差し戻して協議した方が、より良い意見が出る。
- ・採決しても3分の2以上でないといかんというのがあるので、今のままでとてもまごまならない。
- ・それは小林市側に歩み寄るといふことの発言か、このまま両町が在任特例で行くということになれば、何回開いても同じ。その意味合いが分からない。
- ・住民に理解を得るには、人口比例で行くべきであり、野尻町が5人、高原町が6人、小林市が24人なら住民の理解が得られる。
- ・32名の委員がおられるので、その中で多くの意見を聞くのが良い。この人数で協議しても平行線だ。

・我々は議員の定数・任期について検討している。新市の基本計画、地域自治区等は別の委員会でも前向きに検討されたと聞いているが、どう考えているのか。

・住民感情が一番問題。これから新しいまちをつくっていくと、住民の協力がなければ新しいまちはできない。反目し合っては新しいまちづくりにはならない。

・高原町・野尻町は、住民の不安、合併協定項目の審議のために在任特例という意見。財政が厳しいから合併の話になってきた。選挙費用や人件費を見ると、在任特例よりも定数特例の方が行革に繋がる。市民は議員定数の増加は望んでいない。議員の質の問題で、少数でも声を出せる議員を選んできたかどうか。地域自治区長を置くことで十分不安解消に繋がる。小林24人、高原6人、野尻5人は皆さん納得のいく数だ。議員は選んで、住民の声を十分反映させていくことが求められる。

・まず、編入合併の議員定数の考え方として、原則として町の議員は身分を失う。特例で在任・定数がある。良いまちを活発な意見を出してやっていくということ。小林は定数特例を主張している。在任特例を主張されるが、合併の主旨から逸脱しているのではないか。

・6回も小委員会の中で協議してきて、全ての意見が出尽くしたと思う。今更、皆さん方を納得させるような意見はない。

・小林市の住民感情、高原町・野尻町の住民の不安解消はイコールだ。財政が健全であれば合併する意味もない。広域的な西諸をということ。合併を申し入れたのではないのか。

・高原町・野尻町選出委員の意見

・野尻町としては在任特例でお願いしたい。理由は小委員会各委員の意見で、財政的理由や経費の削減が多い。在任特例を使って、報酬については現行報酬であれば在任特例の方が1百万円程度安くなる。13か月間で新しいまちをきちんとつくることで、定数を24人以下にもできる。

・審議会が決められた報酬から何%カットすると、公約としてできる。野尻町・高原町は現行報酬で良いと確認をとっている。審議会に野尻町・高原町から申し入れをすれば大丈夫だ。

・13か月間の間に議場をつくる必要はない。持ち回りではなく小林市中央公民館でも対応できる。きちんとした議場でないといけない理由が分からない。議場は、その人数に応じた形で使えば、13か月間はそれでも良い。

●高原町・野尻町選出委員の意見

・なんで中央公民館で議会をすること、市民が反発するのかわからない。

・議員自らが意見を言うことと保身だの言われる。学識経験者だけ集まって、その中で協議していただくのはどうだろうか。

・今回は合併を成功させたい。編入される側としては、住民の声を反映させるため、合併して13か月は、新しいまちづくりのために、一人でも多くの議員が議会に参加して携わってもらい、我々も新しい小林市民としてやっていきたい。

・住民とも話したがどうしても議員を在任していただきたいとの話を聞いた。

・小委員会の中で学識だけで話すというのは、どういふものか。小委員会の中で、ほとんど意見は述べられた。

・学識委員が住民としての考えを持って、意見交換をするのは良いのではないか。

・本会議場に入りきらないから在任は認められないのはおかしい。高原町・野尻町を含めて予算も大きくなり、全体の人口も6万を超す人口になる。

・小林市の委員からは、編入とか住民感情を全て前提として意見が出されている。新しいまちづくりを皆でやるということ前向きな発言が全然見受けられない。

・議場が足りないとか、住民感情がとか、編入だからとか、そういう意見が主になっている。小林の皆さんがなぜ定数なのかということをお納めできる形でまとめていただければ、我々も納得する。

・高原町も行政運営を進めて、いろいろな経費削減を図ってきた。今回の決算等を見ても、堅実な行政運営をしている。合併して2つの町の予算が小林市に入り、全体予算も大きくなる。小林市全体の新しい市をつくるにおいては、前の法定協議を踏まえて今回は編入になると説明を受けており、住民説明会の中でも説明している。

・報酬はこの中で協議すべきではないということだが、一番住民が気にしているのは報酬、経費だ。報酬は現行報酬でできる。野尻の議員に対して、定数を認めたいと言いたい、その理由が納得できない面がある。

・小林市から「高原は財政が悪いから、立て直しを図りなさい」という附帯条件があった。一生懸命努力した結果、好転している。将来のことを含めて、財政が悪いから合併じゃなくて、力のある自治体を目指さないといけない。目先のことで判断してはいけないし、住民感情という意見もある。

・前向きな考えじゃなければ、協議の延長は望んでいない。前向きな意見があるという確認をした上で言っている。

・持ち帰って検討して、良い方向に行くように今度は結論を出したい。

新市基本計画・地域自治区等 設置検討小委員会を開催

第6回小委員会

8月8日 小林市役所4階大会議室

■新市基本計画(第4章〜第8章)

新市基本計画(第4章〜第8章)について協議し、意見を踏まえて確認しました。

言葉の概念が正確に伝わっていない部分があるので、用語の解説があったら良い。
 ・下水道事業は20年後大きな問題に発展する可能性がある。街の中心は移動するので人も移り住む。地域をもつ少し狭め4百haを3百ha規模にしたらどうか。
 ・市町村は多目的施設を造りたいが、補助金の関係で国が認めてくれないという壁があった。しかし、規制緩和の関係で、そういうものもある程度取り払われてきている



▲第6回小委員会

のではないが、複合施設建設について、事務局でどのような議論があったか。

・要望であるが、合併後、複合施設建設について、早急に手を付けていただきたい。
 ・読書活動の充実について、図書館を中心にしてあるが、現在、小林市だけが図書館になっている。指定管理者制度になっているが、合併したときには、高原町、野尻町含めてどういった構想になるのか。
 ・生涯学習推進体制の本拠地は、本来なら首長部局の中に位置づけられないといけないと思うが、今後の課題としてどう捉えているか。社会教育の拠点施設である公立公民館と公民館類似施設について、須木を加えた新体制の中でどのように見直しが行われているのか、生涯学習を推進施策としてどのように取り組んでいくのか。

・公立公民館と自治公民館を切り離さずに連携を大事にしてほしい。
 ・地域で活動を活発にするというのが出ていたが、そういう場合、活動の拠点というのは公民館などを考えているのか。
 ・権限委譲について約6万人の市になるので、積極的に権限委譲を受けるようにしてほしい。そうすることによって市民の利便性、生活向上につながる部分がある。

■高原町・野尻町の地域自治組織

●地域自治区の区長の選任等

意見を集約できないため、次回まで継続協議とした上で、確認まで行う

こととしました。

・受け入れる小林市側としては財政問題等を言いつのは当然のことだ。一方、編入される側からするとやはり不安がある。職員の中で能力のある人はいると思うが、短い期間でも良いから、当面は区長設置をお願いしたい。まちづくりを進めるうえで、特別職の方が引張って行く方が効果は上がる。
 ・事務所長の代わりに特別職の区長を置くことができるが、特別職の区長の方が権限はあるのか、権限は同じなのか。
 ・須木区長のは2千万円までの決裁は、ただ決裁するだけで、事業面において予算まで権限があるというわけではない。同じ小林市になるのだからその不安は払拭されるのではないが、特別職でなく、事務職でも一緒なのではないか。

・事務所長であれ区長であれ、意見がそのまま通るとは限らない。地域協議会がきちんと機能するかどうか。特別職の区長がいるかどうか問題ではなく、つくった組織が機能するかどうか。事務所長で十分やっていける。
 ・高原町民と野尻町民の小林市の市民としての期待、不安、動揺について、十分配慮していく必要がある。新市の融合を一刻も早く図りたいので、何年も区長を置いてほしいとは考えていない。

・地域協議会が充実するまでの間は、住民の意見をきちんと市長に伝えるような人を選んではほしい。一体感の促進や経費削減には事務所長が良いのかも知れないが、サービスの低下などの不安がある。2年に限って区長を置き、その後はまた考えるということではできないか。

・住民の不安が区長を置くことで解消されるか疑問。住民の不安は、例えば税金や保

険料の問題。事務所長でも不安解消は可能。合併による住民サービスの低下の緩和を考えるといいけない。

・住民サービスは合併することによって低下する。行政サービスが豊かになるなどという期待感はない。
 ・合併で借金が増える不安を市民は持っている。財政改革を見据えないと、合併しても、将来住民が苦しむことになる。

・須木の住民不安があるという中で合併をしたが、実際に聞いてみると、そんなに不安は感じていない。
 ・須木の状況は非常にすばらしいことだ。高原町も野尻町もそうなるように、2年くらいは区長を置いた方がよい。

・多くの人がそれぞれの町を移動しているのどこに不安があるのか。税収がかなり減っており、財政について曖昧なまま事を進めると後で皆さんにツケがくる。財政の厳しさを思うと、区長を置くとしても給与を抑えるなどしないといけない。

・今日の社会不安といえば、地方と都市部の所得格差、医療問題。地域協議会をつくりながら、その下に市政に参加していきながらまちづくり組織をつくる。それでも不安だから特別職を置くというのは、よく分からない。

・区長の問題は、合併をする時のまさに今の問題である。自治組織が定着するかどうかというのは区長にかかっている。
 ・期間の問題ではなく、事務所長なのか、事務所長で十分任務を果たせるのではないか。事務所長が特別職の区長かという論点。期間は次の話にしないと、おかしくなってくる。

ここで意見集約のため①区長設置2年間
 ②区長設置4年間③区長は設置しないとい

う3つの選択肢について、委員一人ひとりの意見を聴きました。

- ・これまで住民の幸せを考えて訴えてきた。
- ・非常に複雑だが合併が進むために区長を2年1期に限り置く。区長を置いて、できれば早い時期になくした方がよい。市長には公正な立場で任命してほしい。

- ・基本的には区長は置くべきではないが、区長に権限があるなら置いてよい。2年間だけ区長を置く案も検討するべきではないか。

- ・持論としては事務所長でよい。歩み寄りということから言うと、区長設置2年間というところで譲歩しないといけない。

- ・財政的なことを考えると職員の仕事所長ということになるが区長を設置しないで、だめだったら、ほかの方法も考えないといけない。

- ・住民の不安がある中で、いかに早く良い町をつくるか。地域協議会は、合併と同時に十分な機能を果たせるかといえは疑問。権限のある区長を置いて、短期間で一体感が図れば良い。
- ・給料を下げてでも区長を置いて、住民の安心安全を守ってあげるのが大事。一部の地域だけ発展して、他の地域は取り残されるという不安がある。

- ・まちづくりを絵に書いた餅にしたくない。本当に実現するためには、区長を置いて束ねていくということが、一番効果がある。
- ・給料を下げて区長を置くということこそせず、最初から職員の事務所長で良いのではないか。

- ・財政状況を考えると事務所長で良いが、何かしてほしい時に、区長と事務所長では受け取り方が違う。短い期間でも置いた方がよい。

第7回小委員会

8月21日 小林市役所4階大会議室

●高原町・野尻町の地域自治組織

●地域自治区の区長の選任
委員一人一人の意見を聴いた後、地域自治区の区長の選任について採決を行いました。その結果、「特別職の区長を置く」に賛同する委員が9人、「事務所長を置き職員を充てる」に賛同する委員が2人であり、出席委員の3分の2以上の賛同があったため、「特別職の区長を置く」こととしました。協議書には、「地域自治区の事務所に地方



▲第7回小委員会

- ・合併をするべきだということに変わりはないが、財政状況を考えない合併はありえない。
- ・区長を置くべきだ。財政が厳しいのは十分わかっているから、2年なら2年として区長を置いた方がよい。

自治法に基づき事務所の長を置き、市長の補助機関である職員をもって充てる。ただし、合併新法により合併の日から2年間に限り、事務所の長に代えて特別職の区長を置く」と規定することを確認しました。

なお、区長の選任については、地域協議会、地域の団体・組織等からの意見を尊重して、地域の行政運営に関し優れた識見を有するものの中から市長が選任することとしました。

- ・長い歴史のある町が合併によってなくなる。住民サービスの低下等の不安がある。それぞれの意見を出し合いながら、まちづくりを進めていくことが大事。区長を置いてもらえるなら、報酬は、まちづくりについての必要最低限の経費である。
- ・財政は関わってくるが、軌道に乗るまでは区長を置いてほしい。

- ・基本的に区長を置くことには反対。長期的に見た場合、区長設置は2年か4年かの議論で、2年後には同じ不安がでてくる。一体感のために早くひとつになるべき。2年遅れることで弊害が出てくる。予算的に自由裁量で1億円くらいの権限を区長に与えるのなら良いが、大した権限はないのではないか。
- ・編入されることについて、2町の住民の中には不安がある。激変緩和措置の重みを住民の代表として重く受け止めるべき。その代名詞として区長は当然あるべき。両町の長い歴史的背景を私たちは無視できない。一過性の措置だが、区長は当分移行措置の期間は置くべきである。

- ・基本的には事務所長で良いが、合併が成就しなければ委員も責任がある。条件付で区長を置く場合、2年間という限定をさせたい。

- ・財政問題がネックになって、両町が覚悟を持って申し入れた合併。今回の合併がまとまらないと地域住民に申し訳ない。財政上、区長は置かなくて良いと思うが、2年間という限定で置くことにしたい。
- ・譲歩という区長を2年に限って設置ということになるが、財政改革が合併の意義であり、地域協議会が十分機能すれば、事務所に人材を充てることで補うべき。
- ・これからの自治をどう創るのか。須木との合併の反省を念頭に置いて協議すべき。編入でも結構だから合併をと言ってきたのに、両町は自分たちの既得権を守ろうとしている。特別職を置くことがそんなに重要なのか。事務所長で十分である。

- ・3年前の合併ではいろんな不安があり、須木の地域協議会は軌道に乗るまで1年半かかった。事務所長では市長に対しての意見が弱く、区長がいると安心である。
- ・ぜひこの合併を実現したい。住民の不安解消のため、当面2年間に限って区長を置いてほしい。

- ・いろんな人の意見を聴き、採決は避けたいが全会一致は難しい。小林市議会では、行財政改革のため無駄は省くべきと言っている。譲歩するのであれば長期間の区長設置は無理。今回は、住民側が動かして合併することになってきており、これが不発に終わるようなことがあってはいけない。
- ・区長は市長が任命する方ということになるのか。

●区長の設置期間

意見を踏まえ、区長の「設置期間は、合併の日から2年間に限り設置することとしました。

- ・さきほど設置期間は2年間という意見が出た。高原町・野尻町も2年間でも良いか



らと言ってきた。区長は2年間だけ置くことを全会一致で確認をお願いしたい。

●区長の任期

「地域自治区長の任期は2年とする」としました。

●区長の権限

意見を踏まえ、「①区長は、地域自治区を代表し、その地域の特性や資源を活かした独自性のあるまちづくりのため、市長に助言し、または意見を具申する②区長は、新市の円滑な運営と均衡ある発展に資するよう、市長その他の小林市の機関及び地域自治区の区域内の公共的団体等との緊密な連携（協働）を図りつつ、担任する事務を処理するものとする」となりました。

・「①区長は、地域自治区を代表し、その地域の特性や資源を活かした独自性のあるまちづくりのため、市長に助言し、または意見を具申する②区長は、新市の円滑な運営と均衡ある発展に資するよう、市長その他の小林市の機関及び地域自治区の区域内の公共的団体等との緊密な連携（協働）を図りつつ、担任する事務を処理するものとする」となりました。

・合併に対する住民の不安を解消するため
の補完的機能と、まちづくり協議会等の組織の機能化に向けての相談的役割、総務省

自治行政局の見解等を盛り込むべき。

●区長の報酬

意見を踏まえ、ただし書として「区長の報酬の額は、その身分及び職責を踏まえ財政状況等を考慮した上で、特段の配慮をもって、市長が小林市特別職報酬等審議会に諮り、別に定めるものとする」と入れることとしました。

■新市基本計画（第9章）財政計画

新市基本計画（第9章）財政計画については、本日は提案のみとし、次回協議・確認することとしました。
・財政シミュレーションは連結決算を考えると、企業会計・特別会計まで全て含んで推計すべきではないか。

第8回小委員会

8月28日 高原町総合保健福祉センター

「ほほえみ館」 神武ホール

■地域自治区の設置に関する協議書（案）

意見を踏まえ、協議書（案）区長の報酬については「特段の配慮をもって」の文言については削除しました。また、地域協議会の組織の中で委員の選任区分について、「公共的団体及びまちづくり委員会等が推薦する者」とし、「及びまちづくり委員会」を挿入することとしました。

●地域自治区の区長

・区長の報酬の「特段の配慮をもって」については、いろいろ受け止め方がある。小林市の特別職報酬等審議会で、どのように捉えられるか分からないので、文言を考えなくて良いか。

・地域協議会の組織で「15人以内」とあるが、小林市協働のまちづくり基本指針に基づい

て、小学校区を単位とした実働部隊として
のまちづくり委員会代表が、地域協議会の委員に入っていくことが大事。
・区長の報酬の文言については同感である。その前に「財政状況等を考慮して」とあるので、「特段の配慮をもって」については、削除したら良いのではないか。

●地域協議会の組織

・合併協議に基づいて、まちづくり協議会を創ろうと決めた。公共的団体という捉え方ができるかも知れないが、「公募による者」の前に別途入れた方が明確になる。

・委員の仕分けを細かく規定をすると、自由闊達な人材の掘り起こしが窮屈になるので、原文のままが良い。

・地域協議会ができて、その下にまちづくり協議会を創っていくという考えがあるのであれば、「まちづくり協議会」を入れた方が良い。

・調整案の中にまちづくり協議会が出てくるので、その整合性をもって「まちづく



▲第8回小委員会

り協議会」を入れていただきたい。

●地域協議会の委員の任期等

・委員の費用弁償の表現は、須木との違いはないのか。

■新市基本計画（第9章）財政計画

意見を踏まえ、新市基本計画（第9章）財政計画については、原案のとおり確認しました。

・シミュレーションの合併と非合併の投資余力の比較については、合併の効果は36億6千9百万円出ている。合併と非合併の投資余力の動向の違いを聴きたい。また、非合併の場合の3市町それぞれのシミュレーションは、提示していただけないのか。
・絶対に合併を成功させなければいけないと考えており、住民の理解を得るため、十分検討して資料として提出いただきたい。

・財政計画は普通会計ベースで作成してあるが、3市町とも財政健全化法に基づいて連結決算を出されると思う。大変厳しい状況を迎える中で、特別会計についても一定の考え方を出すべきではないか。

・地方債の状況で特別会計や企業会計でも出ていない数字がある。合わせると、全部で起債残高は6百億円近くになり、厳粛に見ていかないと、大変なことになる可能性をばらんでいる。

・補助金等の問題について、幅広い団体の中で経済的・予算的理由によって、十分に活動目的を達成できていない団体もある。補助金等の削減は大事だが一律削減ではなく、メリハリをつけてほしい。外部評価等もふまえながら、地域への貢献度等の側面から適切な評価ができれば、メリハリの部分について行政から特段の理解と支援をいただくことが、地域の団体の振興に非常に寄与していくことになる。

新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会の検討内容をお知らせします。

●高原町・野尻町域の地域自治区について

1. 地域自治区の設置目的	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の合併の特例等に関する法律第23条第1項の規定に基づき、住民自治の強化や行政と住民との協働の推進などを目的に、合併前の高原町及び野尻町のそれぞれの区域に地域自治区を設置します。 									
2. 地域自治区の名称	<ul style="list-style-type: none"> 地域自治区の名称は、それぞれ、高原町、野尻町とします。 									
3. 地域自治区の事務所の位置、名称及び所管区域	<ul style="list-style-type: none"> 地域自治区の事務所の位置、名称及び所管区域は、次のとおりとします。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>位 置</th> <th>名 称</th> <th>所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小林市高原町西麓 899 番地</td> <td>小林市高原庁舎</td> <td>合併前の高原町の区域</td> </tr> <tr> <td>小林市野尻町東麓 1183 番地 2</td> <td>小林市野尻庁舎</td> <td>合併前の野尻町の区域</td> </tr> </tbody> </table>	位 置	名 称	所管区域	小林市高原町西麓 899 番地	小林市高原庁舎	合併前の高原町の区域	小林市野尻町東麓 1183 番地 2	小林市野尻庁舎	合併前の野尻町の区域
位 置	名 称	所管区域								
小林市高原町西麓 899 番地	小林市高原庁舎	合併前の高原町の区域								
小林市野尻町東麓 1183 番地 2	小林市野尻庁舎	合併前の野尻町の区域								
4. 地域自治区の設置期間	<ul style="list-style-type: none"> 地域自治区の設置期間は、合併の日から平成28年3月31日までとします。 ただし、一定期間を経過した後、評価し、市町村の合併の特例等に関する法律第23条第1項または地方自治法第202条の4に規定する地域自治区の設置の是非について、再度検討します。 									
5. 地域自治区の事務所の所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> 地域自治区の事務所が所掌する事務は、次のとおりとします。 <ol style="list-style-type: none"> ①総合支所の事務に関すること。 ②地域協議会の庶務及び運営に関すること。 									
6. 地域自治区の区長の選任	<ul style="list-style-type: none"> 編入合併により、町長、副町長及び教育長などの特別職が失職した後の一定期間は、高原町、野尻町域の事情に精通した人物が、地域の代表者として高原町、野尻町域の住民の意見を集約し、市長や本庁との折衝や調整を行いながら、まちづくりを進めていくことが肝要です。 また、地域自治区には地域協議会が設置されますが、合併後すぐに確立された組織と成り得ることは難しく、その間の地域のまとめ役が必要となるため、一定期間に限り事務所の長に代えて特別職の区長を置きます。 区長の選任にあたっては、市長は地域協議会や地域自治区内の組織・団体等の意見を求め、地域の意見を尊重して、地域の行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから市長が選任するものとします。 なお、区長の報酬の額は、その身分及び職責を踏まえ財政状況等を考慮した上で、市長が小林市特別職報酬等審議会に諮り、別に定めるものとします。 									
7. 地域自治区の区長の設置期間	<ul style="list-style-type: none"> 地域自治区の事務所に地方自治法に基づき事務所の長を置き、市長の補助機関である職員をもって充てます。 ただし、市町村の合併の特例等に関する法律の規定により、合併の日から2年間に限り事務所長に代えて特別職の区長を置きます。 									
8. 区長の任期	<ul style="list-style-type: none"> 区長の任期は、2年とします。ただし、区長が欠けた場合における補欠の区長の任期は、前任者の残任期間とします。 									
9. 区長の権限	<ul style="list-style-type: none"> 区長は、地域自治区を代表し、その地域の特性や資源を活かした独自性のあるまちづくりのため、市長に助言し、または意見を具申します。 区長は、新市の円滑な運営と均衡ある発展に資するよう、市長その他の小林市の機関及び地域自治区の区域内の公共的団体等との緊密な連携（協働）を図りつつ、担任する事務を処理するものとします。 									
10. 地域協議会の組織及び委員の選任・任期	<ul style="list-style-type: none"> 地域協議会は、委員15人以内で組織します。地域協議会の委員は、当該地域自治区の区域内に住所を有する者で、次の各号に掲げる者のうちから、住民の多様な意見が適切に反映されるよう配慮して、市長が選任します。 <ol style="list-style-type: none"> ①当該地域自治区の区域内の公共的団体及びまちづくり委員会等が推薦する者 ②学識経験を有する者 ③公募による者 <ul style="list-style-type: none"> 委員の任期は2年とします。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。 									

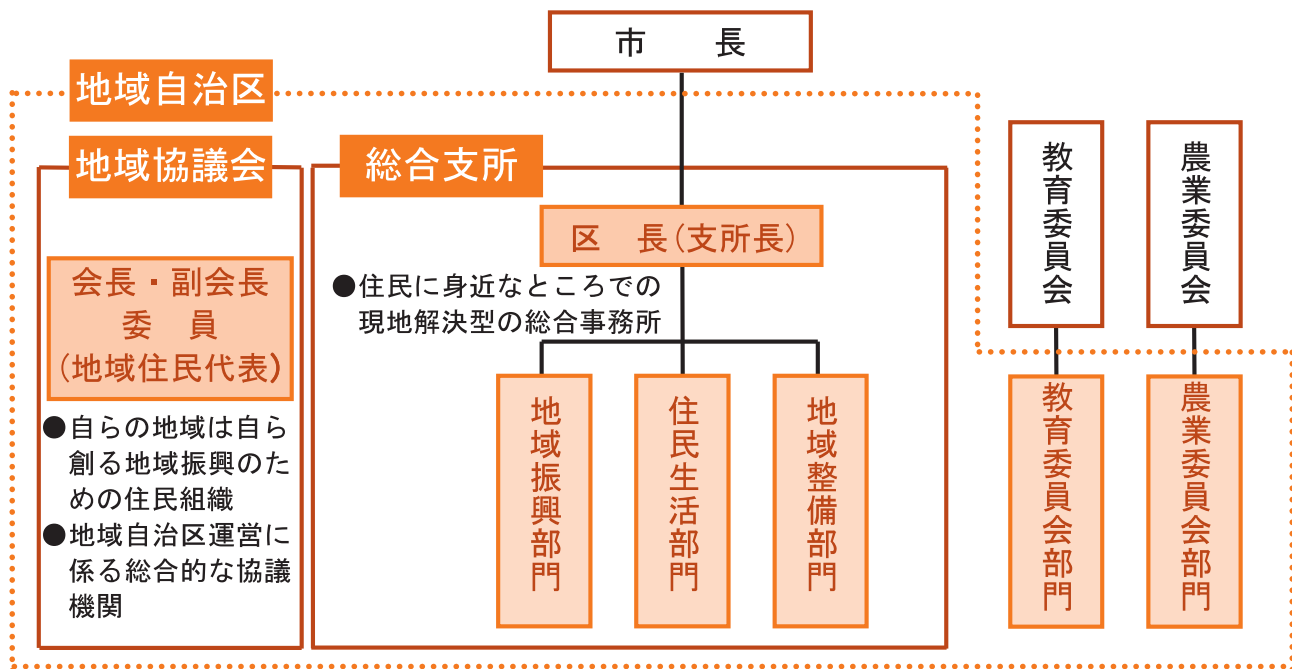
<p>11. 地域協議会の会長及び副会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域協議会に、会長及び副会長を各1人置きます。会長及び副会長は、委員の互選により選任します。 ・会長は、地域協議会を代表し、会務を総理します。 ・副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理します。 ・会長及び副会長の任期は、委員の任期とします。
<p>12. 地域協議会の委員の報酬</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・委員の報酬については、小林市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償条例に基づき、日額報酬を支給するとともに、費用を弁償します。
<p>13. 地域協議会の会議</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域協議会の会議は、会長が招集します。 ・定例の会議の開催回数は、年次計画を作成し、月1回を基本として開催します。なお、会長は必要に応じて、臨時に会議を開くことができます。 ・会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければなりません。 ・会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができません。 ・会議の議長は、会長が務めるものとします。 ・会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。 ・会長は、審議上必要があると認めるときは委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができます。 ・会議は公開とします。ただし、議長が必要と認めるときは、会議に諮ったうえで公開しないことができます。
<p>14. 地域協議会の権限</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・次に掲げる事項のうち、市長その他の機関により諮問されたものまたは必要と認めるものについて審議し、市長その他の機関に意見を具申することができます。 ① 地域自治区の事務所が所掌する事項 ② 市が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項 ③ 市の事務処理に当たっての地域自治区の区域に住所を有する者との連携の強化（協働）に関する事項 ・市長は次の各号に掲げる市の施策に関する重要事項であって地域自治区の区域に係るものを決定し、または変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければなりません。 ① 新市基本計画の変更及び執行状況に関する事項 ② 基本構想及び総合計画の策定及び変更に関する事項 ③ 各種地域計画の策定及び変更に関する事項 ④ 予算編成に関する重要事項 ⑤ 公の施設の設置、統合及び廃止並びに管理運営に関する事項 ⑥ 前5号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
<p>15. 高原庁舎・野尻庁舎における予算要求・執行</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・予算要求は、高原庁舎、野尻庁舎における所属課単位での要求を基本としますが、事務の効率化に資する事業については、本庁所属課で一括要求します。高原庁舎、野尻庁舎においては、予算要求書を提出するにあたっては、区長（事務所長）の決裁を得ることとします。 ・区長（事務所長）は予算編成方針に照らして、要求内容の検討を行うとともに、高原町区、野尻町区内の調整の必要性を勘案しながら、高原庁舎、野尻庁舎に係る予算要求を総括します。 ・高原庁舎、野尻庁舎では、本庁財政課から直接、予算の配当を受け、区長（事務所長）、高原庁舎・野尻庁舎課長が、付与された専決権の範囲内で予算を執行します。ただし、本庁での一括執行予算は除きます。
<p>協働のパートナーとしてのまちづくり協議会組織のあり方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新市において、小林市市民協働のまちづくり基本指針に基づき、小学校の通学区域程度の単位規模を基本として設置するまちづくり協議会組織については、設置するよう調整するものとします。
<p>地域自治区（特例）設置期間終了後の地域自治組織のあり方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域自治区（特例）設置期間中、一定の期間を経過した後、地方自治法第202条の4に規定する地域自治区（一般）の設置の是非について、再度検討します。

● 高原町、野尻町域の総合支所の機能について

■ 総合支所の組織と機能

合併後、高原町、野尻町の区域における行政事務を住民に身近なところで処理するため、それぞれ総合支所を設置します。総合支所は、地域協議会と連携し、区域住民福祉の向上に努めるとともに、区域における効率的な行政運営を図るものとします。

《地域自治区における総合支所と地域協議会の組織イメージ》



● 合併後の組織の概要

■ 市長部局

- ◎市の行政機能を、「管理機能」（総務・企画・財政・人事等）、「分野別機能」（保健・医療・福祉、自然・環境保全、都市基盤整備、産業・経済・観光振興、教育・文化、地域コミュニティ）、「窓口機能」の3つの機能に大別します。
- ◎本庁舎で業務を行うことが望ましい「管理機能」の部署については、現在の小林市の組織に統合します。また、「分野別機能」における各部署の政策立案（統括）部門についても、原則として小林市の組織に統合します。
- ◎総合支所には、「地域振興部門」（総合支所内の連絡調整、地域コミュニティの支援、地域協議会の運営に関する業務など）、「住民生活部門」（戸籍・住民票・国保関連業務、税の収納・証明関連業務、環境保全関連業務、高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉・社会福祉関連業務、保健衛生関連業務など）、「地域整備部門」（農林水産業・商工業・観光振興関連業務、道路整備・公園整備・公営住宅整備・上下水道事業関連業務など）において総合支所の所管区域に係る「分野別機能」と、住民に直接関係がある「窓口機能」を所管する部署を設置します。
- ◎総合支所には特別職の区長（支所長）を置き、これらの部署を統括します。
- ◎建設（道路・河川等）及び上下水道の工事については、一定程度の工事（維持・補修等）は総合支所で実施し、そのほかの工事は、すべて本庁舎で実施します。

■ 教育委員会事務局

高原町、野尻町の教育委員会事務局は、小林市の教育委員会事務局の組織に統合し、総合支所には出先機関を設置します。

■ 農業委員会事務局

高原町、野尻町の農業委員会が小林市の農業委員会の組織に統合した場合は、事務局も統合し、総合支所には出先機関を設置します。

■ その他の事務局

議会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局、公平委員会事務局、固定資産評価審査委員会事務局については、小林市の組織に統合します。

■ 合併までの協議

総合支所における具体的な部署及び職員の配置、教育委員会、農業委員会の出先機関の配置等については、合併までに1市2町が協議して決定します。

合併たついでQ&A

Q 合併新法下での国・県の財政支援には、どのようなものがありますか。

A 当合併協議会は、合併新法の適用期限内である、平成22年3月23日(火)の合併を目指しています。

まず、国の支援としては普通交付税額の算定の特例(合併算定替)があります。地方交付税は合併すると合併前と比べて減少するのが一般的です。

しかし、合併算定替という措置によって、合併後5年間は1市2町の合併がなかったものと仮定して算定した普通交付税額が保障され、その後5年間は激変緩和措置により交付されます。

また、合併直後における行政の一体化の臨時的経費(ネットワークの整備、電算システムの統合等)に対して、5年間で約4億6千万円が交付されます。

さらに、新市基本計画に基づいて行う事業に対し合併推進債(事業費の90%)を財源とすることができ、元利償還金の40%が普通交付税で措置されることから10年間で50億円を見込んでいます。

一方、県の支援としては、新市基本計画に基づいて行う事業に対し、市町村合併支援交付金として3億円が交付されます。

【編集・発行】

小林市・高原町・野尻町合併協議会
〒886-8501 小林市大字細野300
TEL 0984-23-7035 FAX 0984-25-1037
E-mail:ktn-gappei@city.kobayashi.lg.jp
URL :http://toweb.city.kobayashi.lg.jp/ktn-gappei/

各市町の合併担当窓口

小林市合併推進室
TEL.0984-23-7035 FAX.0984-25-1037
E-mail:ktn-gappei@city.kobayashi.lg.jp

高原町まちづくり推進課
TEL.0984-42-2111 FAX.0984-42-4623
E-mail:machi@town.takaharu.lg.jp

野尻町総務企画課
TEL.0984-44-1100 FAX.0984-44-0649
E-mail:soumu-kikaku@nojiri-town.jp

ホームページをご覧ください。

ホームページでは協議会の開催予定や協議状況や協議会だよりなど、常に最新の情報を更新しながら、お知らせしています。また、会議資料と会議録は、協議会事務局でも閲覧できます。

ぜひ協議会のホームページをご覧ください。



<http://toweb.city.kobayashi.lg.jp/ktn-gappei/>

協議会・小委員会を傍聴しませんか。

第8回合併協議会

日時：平成20年10月9日(木) 午前10時～(終日)
場所：小林市中央公民館大ホール

第9回合併協議会

日時：平成20年10月30日(木) 午後1時30分～
場所：高原町総合保健福祉センター「ほほえみ館」神武ホール

※日程は変更になる場合がありますので、事前に事務局にご確認ください。

こちら編集室

▼新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会に新市基本計画の財政計画と財政シミュレーションが示されました。▼これによると、合併による経費削減効果として、10年間で人件費が約65億円、物件費が約26億円、補助費等が約4億円で、計約95億円の経費削減効果が見込まれています。▼普通建設事業等に充てられる投資余力も、合併しない場合より合併した場合の方が、10年間で約39億円は多くなるという推計になっています。▼厳しい財政状況や激変する社会情勢を踏まえて、財政基盤の強化と地方分権に対応したまちづくり、行政サービスの維持向上という、合併の意義・目的について、改めて考える機会になりました。▼事務局としても、10年後、20年後の次の世代に住み良い町を残すためにはどうすれば良いのか、住民の皆さんとともに考えていきたいと思っております。(下)